

6 敷地内の通路

《基本的考え方》

様々な移動上の制約を受ける人が、制約を受けない人と同じように移動し、建築物を利用できるようにするため、道路や駐車場から建築物の出入口までの通路、同一敷地内の建築物間の通路を、利用者が安全かつ円滑に利用するための配慮が求められます。

【1】敷地内の通路

【凡例】 ●バリアフリー法同等基準 ★福まち条例独自基準
☆福まち条例独自基準（努力義務）

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象	利用者の用に供する敷地内通路	法及び条例の対象建築物で、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内通路（多数の者の読み替え有り）
①床面	●令第 17 条第 1 号に適合すること	令第 17 条第 1 号 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
②段	●令第 17 条第 2 号ロ・ハに適合すること	令第 17 条第 2 号 段がある部分は、次に掲げるものであること。
		ロ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。
		ハ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
	★段を設ける場合には、両側に手すりを設け、回り段としないこと。	令第 17 条第 2 号イ 手すりを設けること。
③傾斜路 (手すり・立ち上がり)	●令第 17 条第 3 号に適合すること	令第 17 条第 3 号 傾斜路は、次に掲げるものであること。
		イ 勾配が 1/12 を超え、又は高さが 16cm を超え、かつ、勾配が 1/20 を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。
		ロ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。
	★傾斜路を設ける場合には、両側に、側壁又は立ち上がりを設けること。	—
④突出物等	★突出物等通行の支障となるものを設けないこと。ただし、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講じた場合においては、この限りでない。	—
⑤排水溝の溝蓋	★排水溝に溝蓋を設ける場合には、杖、車椅子等の使用者の通行に支障のない構造とすること。	—

《用語の定義》

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
利用者	施設を利用し、当該施設においてサービス等の提供を受ける者	－
傾斜路	階段若しくは段に代わり、又はこれに併設するもの（その踊場を含む）	－

《解説》

- ①【床面】雨滴等で濡れた状態でも滑りにくい仕上げとする。
- ②【段】転倒やつまずき等を防止するため、段を容易に識別できるものとする。また、利用者の転落、転倒等を防止するため、両側に手すりを設け、また、回り階段としない。
- ③【傾斜路（手すり・立ち上がり）】車椅子使用者や視覚障害者等の安全な昇降に配慮し、所定の構造とする。また、杖等による危険の認知、車椅子のキャスター等の脱輪防止等のため、側壁又は立ち上がりを設ける。階段のほか、段に代わり、又はこれに併設する傾斜路も対象となる。
- ④【突出物等】ベンチ、自動販売機、屋外消火栓ボックス等の設置について、通行の支障とならないよう、設置場所等を確保する。
- ⑤【排水溝の溝蓋】杖先や車椅子のキャスター等の落下防止、及び利用者の転倒防止のため、溝蓋を、通行に支障がない構造とする。

《望ましい整備》

- ・歩行者動線上の車止め（ボラード）は、原則として設けない。やむを得ず設ける場合は、夜間の視認性が高まるよう反射材等を付け、また、その存在が視覚障害者に認知できるよう、視覚障害者誘導用ブロック等を敷設したり、周囲との明度差等に配慮して設ける。
- ・敷地内通路に視覚障害者誘導用ブロックを設ける場合は、歩道に設けられた視覚障害者誘導用ブロックに連続する。
- ・視覚障害者が階段に衝突しないよう、階段下 2m 以下の部分には、柵、ベンチ、植栽、点状ブロック等を適宜設ける。

【２】移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路

上記【１】（②を除く。）のほか、次の構造とすること。

【凡例】 ●バリアフリー法同等基準 ★福まち条例独自基準
☆福まち条例独自基準（努力義務）

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象	利用者の用に供する敷地内通路のうち、 移動等円滑化経路 を構成する敷地内通路（駐車場内の通路を含む）	法及び条例の対象建築物で、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内通路のうち、 移動等円滑化経路 を構成する敷地内通路（多数の者の読み替え有り）
①幅	●令第 19 条第 2 項第 7 号イに適合すること	令第 19 条第 2 項第 7 号イ 幅は、120cm 以上とすること。
②車椅子の 転回場所	●令第 19 条第 2 項第 7 号ロに適合すること	令第 19 条第 2 項第 7 号ロ 50m 以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。
③戸の構造	●令第 19 条第 2 項第 7 号ハに適合する	令第 19 条第 2 項第 7 号ハ

	こと	戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
	★自動的に開閉する構造の戸を設ける場合には、利用者が戸に挟まれることのないよう、利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。	—
	★全面が透明な戸を設ける場合には、戸に衝突を防止する措置を講じたものとする。	—
④傾斜路 (幅・勾配)	●令第 19 条第 2 項第 7 号二に適合すること	令第 19 条第 2 項第 7 号二 傾斜路は次に掲げるものであること。
		(1) 幅は、段に代わるものにあつては 120cm 以上、段に併設するものにあつては 90cm 以上とすること。
		(2) 勾配は、1/12 を超えないこと。ただし、高さが 16cm 以下のものにあつては、1/8 を超えないこと。
		(3) 高さが 75cm を超えるもの(勾配が 1/20 を超えるものに限る。)にあつては、高さ 75cm 以内ごとに踏幅が 150cm 以上の踊場を設けること。

《用語の定義》

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
利用者	施設を利用し、当該施設においてサービス等の提供を受ける者	—
移動等円滑化経路	高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（８－１移動等円滑化経路で整備する経路）	高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（令第 19 条で整備する経路）
傾斜路	階段若しくは段に代わり、又はこれに併設するもの（その踊場を含む）	—

《解説》

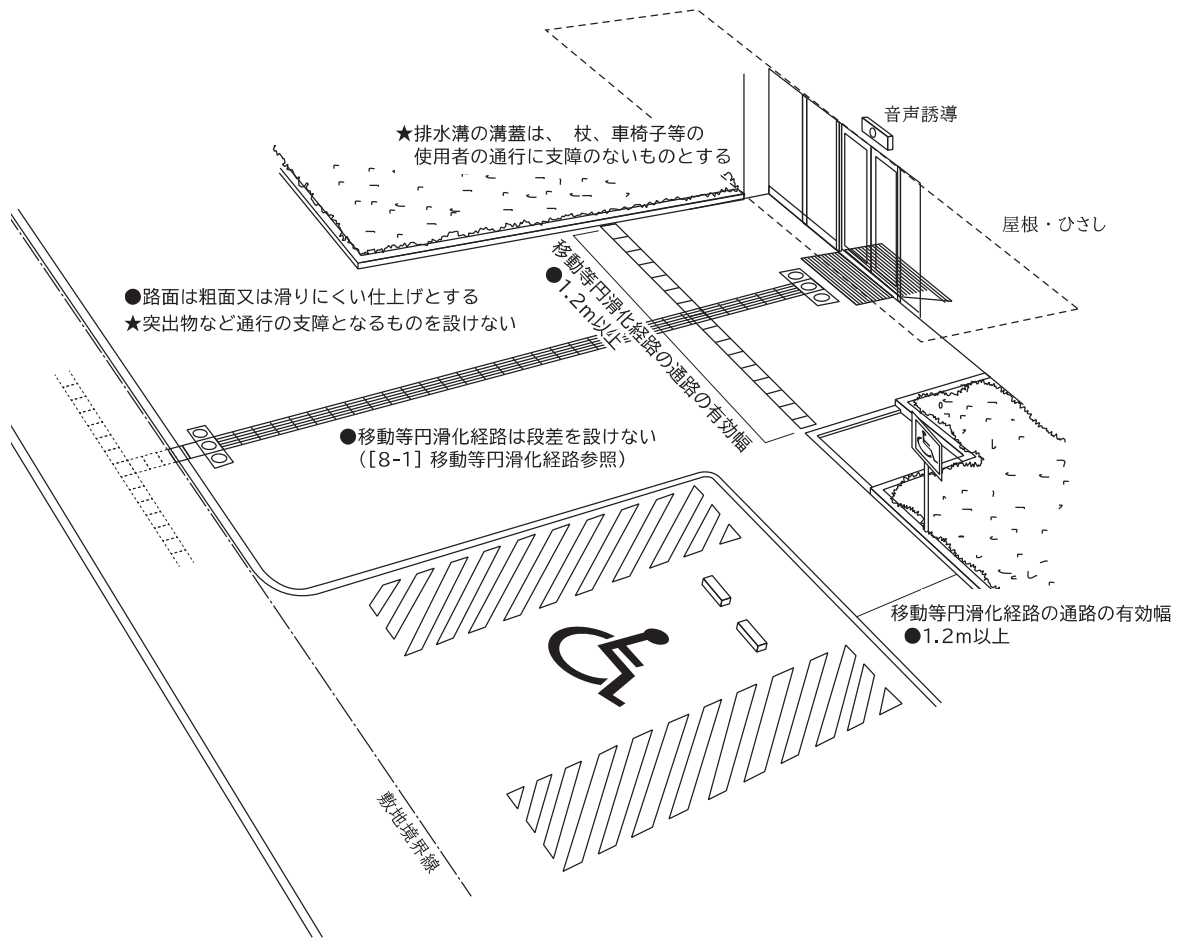
- ①【幅】車椅子使用者と横向きの人がすれ違えるよう、幅員 120cm 以上を確保する。
- ②【車椅子の転回場所】車椅子使用者の方向転換に支障がないスペースを確保する。
- ③【戸の構造】車椅子使用者が座ったまま戸を開閉できるよう、戸の前後に接近スペースを設けたり、開閉しやすいハンドルを設置する等、配慮する。また、車椅子使用者が戸を操作したり、方向転換を行うため、戸の前後には水平部分を設ける。
自動開閉の戸を設ける場合は、利用者が戸に挟まれないよう、戸枠の左右かつ適切な高さに安全装置（安全センサー）を設置する。衝突の危険があるため、透明なガラス戸には目の高さの位置に横桎を設置する、ガラスに色をつける又は模様を入れる等、配慮する。
- ④【傾斜路（幅・勾配）】車椅子使用者や視覚障害者等の安全な昇降に配慮し、所定の構造とする。階段のほか、段に代わり、又はこれに併設する傾斜路も対象となる。

《望ましい整備》

- ・車椅子同士がすれ違えるよう、有効幅員は 1.8m 以上とする。
- ・屋外の傾斜路の勾配は 1/15 以下とする。
- ・屋外の傾斜路には、屋根を設ける。

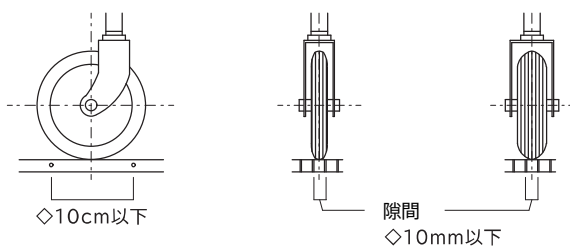
【凡例】 ●バリアフリー法同等基準 ★福まち条例独自基準
☆福まち条例独自基準（努力義務） ◇標準的な整備基準

《敷地内の通路》

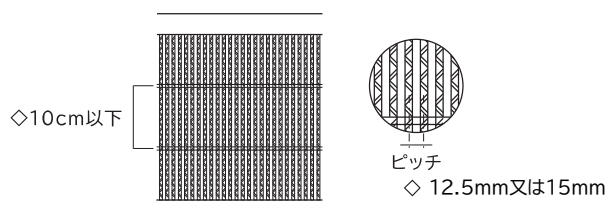


《車椅子の前輪が落下しない配慮》

■車椅子前輪の大きさ ■手動車椅子 ■電動車椅子

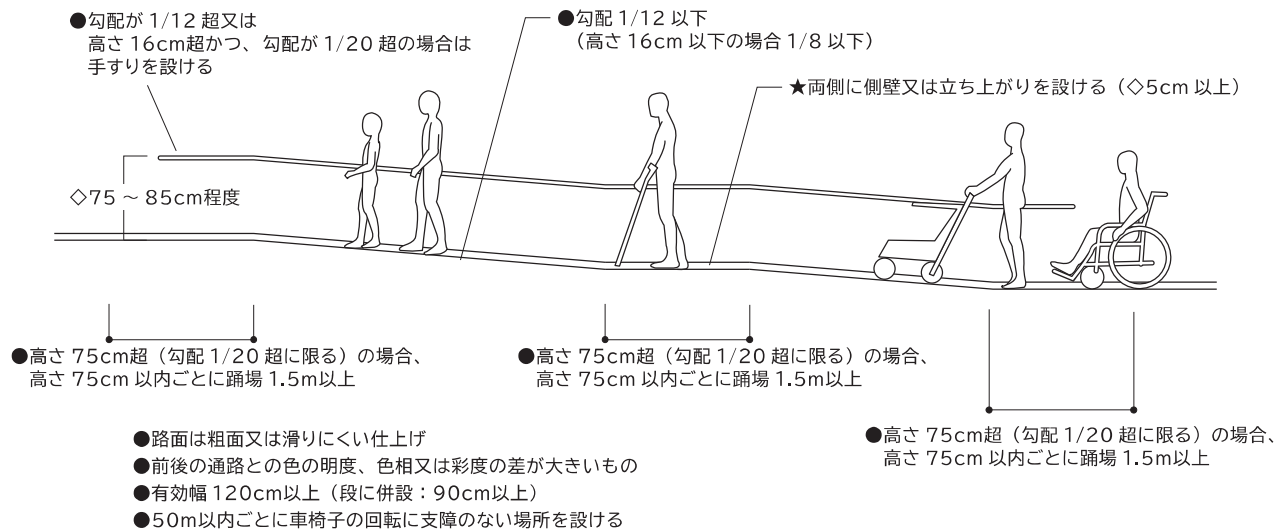


《細目タイプの排水溝の溝蓋（ノンスリップタイプ）》

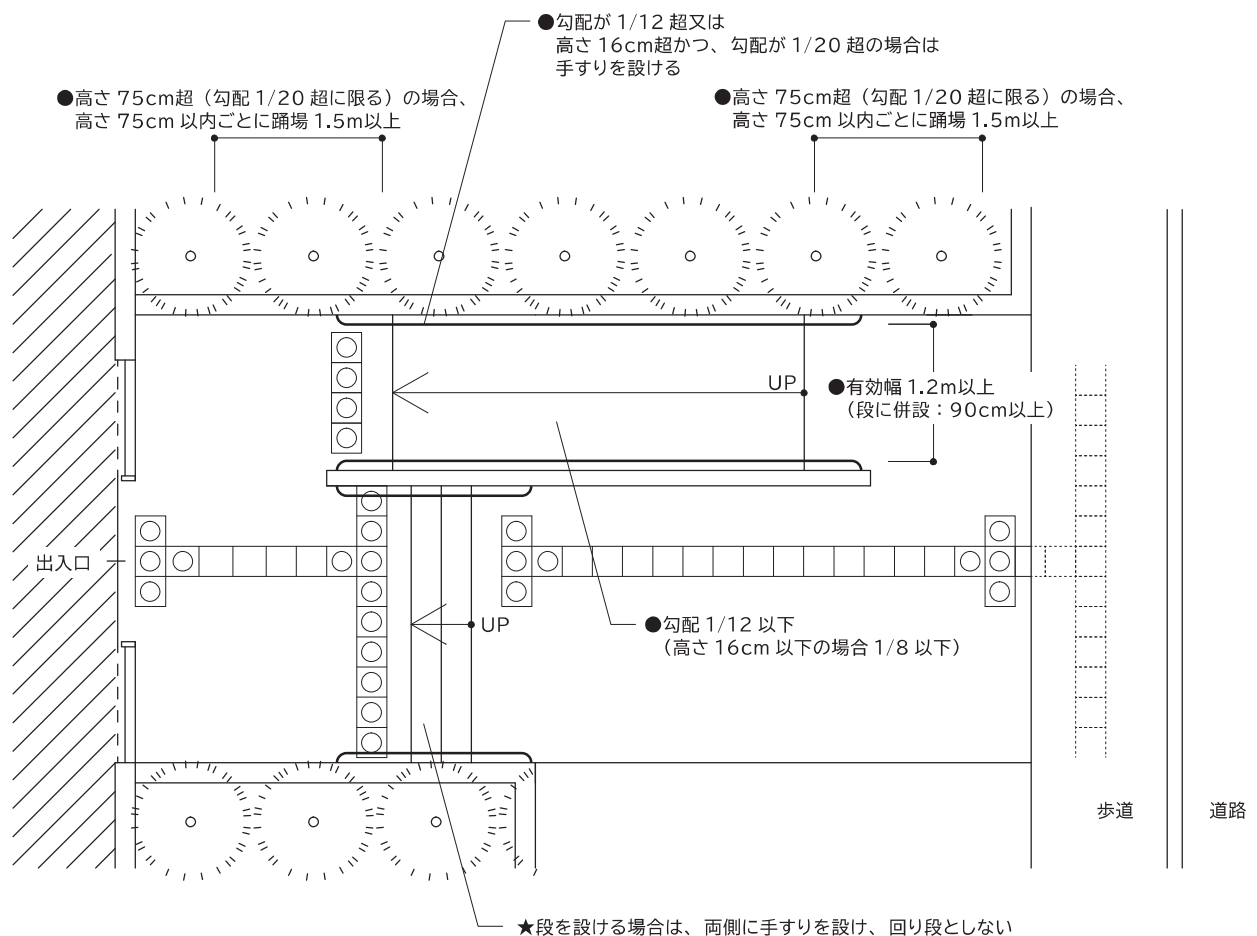


★排水溝の溝蓋は、杖や車椅子の前輪等が落ち込まない構造

《移動等円滑化経路を構成する敷地内通路の傾斜路》



《移動等円滑化経路を構成する敷地内通路の整備例》



出典：東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル
平成 31 年（2019 年）3 月改訂版 128 ページ【図 12.3】（一部、変更しています。）